



長野県報

7月12日(木)
平成19年
(2007年)
第1879号

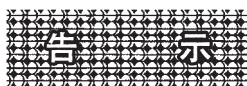
目次

告示

| | |
|---|----|
| 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (長寿福祉課) | 2 |
| 長野県不妊治療費助成事業実施要綱(平成16年長野県告示第425号)の一部改正(健康づくり支援課) | 3 |
| 森林法に基づく保安林の指定(森林整備課) | 8 |
| 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) | 8 |
| 道路の供用開始及び関係図面の縦覧(3件)(道路管理課) | 9 |
| 水防法に基づく洪水予報を行う河川の指定(河川課) | 9 |
| 参議院長野県選出議員選挙に用いる投票用紙の様式(選挙管理委員会) | 10 |
| 参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式(選挙管理委員会) | 10 |
| 参議院長野県選出議員選挙における選挙長及び職務代理者の選任(選挙管理委員会) | 11 |
| 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び職務代理者の選任(選挙管理委員会) | 11 |
| 参議院長野県選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所(選挙管理委員会) | 11 |
| 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所(選挙管理委員会) | 12 |
| 参議院長野県選出議員選挙における候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することができる期日(選挙管理委員会) | 12 |
| 参議院長野県選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(選挙管理委員会) | 12 |
| 参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(選挙管理委員会) | 12 |
| 参議院長野県選出議員選挙における各候補者の政見放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時(選挙管理委員会) | 12 |
| 参議院長野県選出議員選挙において経歴放送のみを行う候補者の放送(選挙管理委員会) | 12 |
| 参議院比例代表選出議員選挙における掲示の掲載の順序のくじを行う場所及び日時(選挙管理委員会) | 12 |
| 参議院長野県選出議員選挙の選挙会の場所及び日時(選挙管理委員会) | 12 |
| 参議院比例代表選出議員選挙の選挙分会の場所及び日時(選挙管理委員会) | 13 |
| 参議院長野県選出議員選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時(選挙管理委員会) | 13 |
| 参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時(選挙管理委員会) | 13 |

公告

| | |
|---|----|
| 特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(NPO活動推進課) | 13 |
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(4件)(NPO活動推進課) | 14 |
| 一般競争入札(情報政策課統計室) | 15 |
| 一般競争入札(環境政策課) | 15 |
| 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課) | 16 |
| 土地改良事業の工事の完了(農地整備課) | 17 |
| 特定調達契約に係る一般競争入札(3件)(県立病院課) | 17 |
| 一般競争入札(3件)(県立病院課) | 21 |
| 一般競争入札(道路管理課) | 24 |
| 一般競争入札(2件)(河川課) | 24 |
| 警備業法に基づく警備員指導教育責任者講習の開催(生活安全企画課) | 26 |
| 一般競争入札(障害福祉課) | 27 |
| 一般競争入札(医療政策課) | 28 |
| 一般競争入札(5件)(高校教育課) | 28 |



長野県告示第362号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成19年7月12日

長野県知事 村 井 仁

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定した年月日 |
|----------------|-------------------|-----------|
| 寿園長野ヘルパーステーション | 長野県長野市大字稲葉1980番1 | 平成19年7月1日 |
| 訪問介護事業所高社寮 | 長野県中野市西条62-2 | 〃 〃 |
| 訪問介護事業所千曲荘 | 長野県飯山市大字常郷163 | 〃 〃 |
| ケアステーション美喜 | 長野県千曲市大字稲荷山2253-6 | 〃 〃 |

(2) 訪問看護

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定した年月日 |
|-------------------|--------------|-----------|
| サクラケア訪問看護ステーション千曲 | 長野県千曲市小島3172 | 平成19年7月1日 |

(3) 特定福祉用具販売

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定した年月日 |
|----------|----------------------|-----------|
| 有限会社双葉設備 | 長野県埴科郡坂城町大字上平2377-15 | 平成19年7月1日 |

2 指定居宅介護支援事業者

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定した年月日 |
|------------------|-------------------|-----------|
| 介護支援のぞみ株式会社 | 長野県松本市清水2丁目11番45号 | 平成19年7月1日 |
| ハートケア居宅介護支援事業所 | 長野県飯田市毛賀1139-1 | 〃 〃 |
| 飯山市社協居宅介護支援事業所常盤 | 長野県飯山市大字照里1555番地7 | 〃 〃 |

3 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定した年月日 |
|-------------------|-----------------------------|-----------|
| 株式会社ジェイハート訪問介護事業所 | 長野県長野市上松4丁目5番2号 クレストビル1階A号室 | 平成19年7月1日 |
| 訪問介護事業所高社寮 | 長野県中野市西条62-2 | 〃 〃 |
| 訪問介護事業所千曲荘 | 長野県飯山市大字常郷163 | 〃 〃 |
| ケアステーション美喜 | 長野県千曲市大字稲荷山2253-6 | 〃 〃 |

(2) 訪問看護

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定した年月日 |
|-------------------|--------------|-----------|
| サクラケア訪問看護ステーション千曲 | 長野県千曲市小島3172 | 平成19年7月1日 |

(3) 介護予防短期入所生活介護

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定した年月日 |
|--------------------|-------------------|-----------|
| 短期入所生活介護フランセーズ悠さかえ | 長野県下水内郡栄村大字豊栄2140 | 平成19年7月1日 |

(4) 特定介護予防福祉用具販売

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定した年月日 |
|----------|----------------------|-----------|
| 有限会社双葉設備 | 長野県埴科郡坂城町大字上平2377-15 | 平成19年7月1日 |

長寿福祉課

長野県告示第363号

長野県不妊治療費助成事業実施要綱（平成16年長野県告示425号）の一部を次のように改正し、平成19年度の助成から適用する。

平成19年7月12日

長野県知事 村 井 仁

第2第1項第1号中「顕微受精」を「顕微授精」に改める。

第3第1項第1号中「夫婦」を「助成の申請時において、夫婦」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「650万円」を「730万円」に改め、同号を同項第2号とし、同第3第2項中「次の各号」を「別表」に、「中断」を「中止」に改め、同項各号を削り、同第3第3項中「母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱」の次に「(平成17年8月23日付け雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」を加え、「1年度当たりの助成額は10万円を限度とする」を「1回の治療につき10万円を、1年度当たり2回（他の地方自治体が母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱に基づいて実施する助成を受けたことがある場合には、当該助成を受けた回数と合わせて2回）を限度とする」に改める。

第4第1項中「いずれか一方（長野県内（長野市内を除く。））に住所を有する者に限る。」を「双方」に改め、同第4に次の1項を加える。

4 前項各号に掲げる書類のうち、同一年度内に2回目の申請を行う場合において、第3号、第4号又は第5号に掲げる書類が1回目の申請（本県において申請を行った場合に限り）時に添付したものと同一であるときは、当該書類の添付を省略することができる。

第6第2項中「第2第5項第5号」を「第2第4項第5号」に改め、同第6第7項中「第3項第2項各号」を「別表」に改め、同項を同第6第8項とし、同第6第6項の次に次の1項を加える。

7 知事は、指定医療機関に対し、指定の日から3年ごとに別表に掲げる要件に該当しているかどうか審査を行うものとする。

第6の次に次のように加える。

（説明事項）

第7 知事は、助成を受けようとする夫婦に対し、次の各号に掲げる事項について、社団法人日本産科婦人科学会が集計し、厚生労働省へ報告することをあらかじめ説明するものとする。

- (1) 特定不妊治療を受けた者（女性）の年齢
- (2) 不妊の原因
- (3) 特定不妊治療の内容及び妊娠の有無
- (4) 妊娠から出産までの状況
- (5) 出生児の状況

附則の次に次の別表を加える。

（別表）（第3関係）

1 特定不妊治療の実施に関する要件

次の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 特定不妊治療の実施につき、高い技術の下に十分な理解と倫理観をもって対処できること。
- (2) 過去に、特定不妊治療による複数の出生例を有すること又は当該医療機関の医師が特定不妊治療の確実な治療実績としての複数の出生例を有すること。
- (3) 自医療機関の不妊治療の結果による妊娠に関しては、妊娠から出産までの全ての過程において分娩医療機関と適切な連携を行い、その妊娠から出産までの経過の把握及び日本産科婦人科学会に対する報告を行っている医療機関であること。

2 施設及び設備に関する要件

次の施設及び設備を有するものとする。

- (1) 採卵室及び胚移植室
 - ア 採卵室の設計は、原則として医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第20条第3項に規定する施設の基準を満たしていること。
 - イ 室内圧は陽圧とし、室内の微生物濃度は200CFU/m³以下であること。
 - ウ 酸素吸入器、吸引器、生体監視モニター、救急蘇生セットを備えていること。
- (2) 培養室
 - ア 室内圧は陽圧とし、室内の微生物濃度は200CFU/m³以下であること。
 - イ 施錠が可能であること。
- (3) 凍結保存設備（設備を設置した室は、施錠が可能であること。）

(4) 診察室

(5) 処置室

3 従事者の配置に関する要件

次の従事者を配置するものとする。

- (1) 実施責任者 1名

実施責任者は、次の事項を全て満たすものとする。

ア (社) 日本産科婦人科学会認定産婦人科専門医である者

イ 専門医取得後、不妊症診療に2年以上従事した者

ウ (社) 日本産科婦人科学会の体外受精・胚移植に関する登録施設において1年以上勤務又は1年以上研修を受け、体外受精・胚移植の技術を習得した者

エ 常勤である者

(2) 実施医師 1名以上(実施責任者と同一人でも可)

(3) 看護師 1名以上

様式第1号を次のように改める。

(様式第1号) (第4関係)

(表面)

長野県不妊治療費助成事業申請書

関係書類を添えて下記のとおり特定不妊治療費の助成を申請します。

記

| | | | |
|--|----------------|----------------|---------------------|
| 申請者 | (ふりがな) 氏 名 | 生 年 月 日 | |
| 夫 | () 印 | 年 月 日 生 (歳) | |
| 妻 | () 印 | 年 月 日 生 (歳) | |
| 住 所 (※1) | 〒 電話 () | | |
| 住 所 (※2) | 〒 (夫・妻) 電話 () | | |
| 過去にこの助成金を受けたことが ない あ る→助成回数 回 助成を受けた自治体名 () 今年度の申請は (1 ・ 2) 回目 | | | |
| 申 請 額 金 _____ 円 年 月 日 長野県知事 殿 | | | |
| 振 込 先 (※3) | 金融機関名 | 銀行 金庫 農協 | 本店 支店 出張所 |
| | 預 金 種 別 | 普通 当座 | (ふりがな) 口座名義人 () |
| | 口 座 番 号 | | (左詰記入) |

(ここから下は記入しないでください。)

| | | | |
|---------|--|-------------------|--|
| 申請受理年月日 | | (承認・不承認) 決定年月日 | |
| 受給者番号 | | | |

(注) 太枠の中を記入してください。

- ※1 夫婦でお住まいの住所を記入してください。
- ※2 単身赴任等の理由で、夫婦の住所が異なる場合のみ記入してください。
- ※3 振込先は、申請者のいずれか一方の口座名義を記入してください。

(添付書類)

- 1 長野県不妊治療費助成事業受診等証明書 (様式第2号)
- 2 特定不妊治療に係る領収書の原本
- 3 夫及び妻の住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書
- 4 夫婦であることを証明できる書類
- 5 夫及び妻の所得額を証明する書類

(裏面)

治療の内容・結果及び妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する説明書

1 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果及び妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・政令市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・政令市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

2 報告の内容・方法

各医療機関から、(社)日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。

個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目

[報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。]

- (1) 特定不妊治療を受けた者(女性)の年齢
- (2) 不妊の原因
- (3) 特定不妊治療の内容及び妊娠の有無
- (4) 妊娠から出産までの状況
- (5) 出生児の状況

受給歴について以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する説明書

この助成金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、1夫婦あたりの支給回数の上限が決められています。転入された方は、以前にお住まいの自治体に、この助成金の受給状況を確認することがありますのでご承知ください。

なお、情報の取り扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。

様式第2号を次のように改める。

(様式第2号)(第4関係)

| | | | | | |
|-------|--|--|--|--|--|
| 受給者番号 | | | | | |
|-------|--|--|--|--|--|

| |
|----------------|
| 医療機関発行の領収書添付箇所 |
|----------------|

(裏面添付又は別添可)

長野県不妊治療費助成事業受診等証明書

下記の者については、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと思われたため、特定不妊治療を実施し、これに係る医療費を下記のとおり徴収したことを証明します。

年 月 日

医療機関の名称及び所在地
主治医氏名

印

医療機関記入欄

| | | | | |
|---------------------------------|--|----------|--------------------------------------|----------|
| (ふりがな) 受診者氏名 | 夫 | () | 妻 | () |
| 受診者生年月日 | | 年 月 日(歳) | | 年 月 日(歳) |
| 今回の治療方法 | A B C D E F 該当する記号(注1参照)に○を付けてください。 | | 1. 体外受精 2. 顕微授精 該当する番号に○を付けてください。 | |
| 今回の治療期間 | 年 月 日 ~ | | 年 月 日 | |
| 日本産科婦人科学会 UMIN個別調査票 登録の有無 | 有 | →症例登録番号※ | | 無 |
| 領収金額 | [今回の治療にかかった金額の合計(保険外診療に限る。)] 領収金額 円 | | | |

※ (社)日本産科婦人科学会UMIN個別調査票に登録した症例登録番号を転記してください。

(注1) 助成対象となる治療は次のいずれかに相当するものです。

- A 新鮮胚移植を実施
- B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施(採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1~3周期の間隔をあげた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合)
- C 以前に凍結した胚による胚移植を実施
- D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
- E 受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止
- F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

(注2) 採卵に至らないケース(女性への侵襲的治療のないもの)は助成対象となりません。

様式第3号中「医師 人(常勤 人・非常勤 人)」を 「実施責任者 人」に
医師 人(常勤 人・非常勤 人)」

「採卵室 (有・無) 胚移植室 (有・無) 培養室 (有・無) 凍結保存管理施設 (有・無) 診察室 (有・無) 処置室 (有・無)」を 凍結保存管理施設 (有・無) に改める。

健康づくり支援課

長野県告示第364号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成19年7月12日

長野県知事 村 井 仁

1 保安林の所在場所

長野市松代町東条字砂原1277、1278、1279の1から1279の3まで、1280の1から1280の4まで、1282の1、1282の2、1283の1、1283の3、1283の5、1284の2、1284の5、1284の9、1284の10、1284の12、1285の1、1285の2、1285の4、1286の1（次の図に示す部分に限る。）、1286の2、1288の1、1288の3、1289の1、1289の3、1289の4、1289の6

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林整備課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林整備課

長野県告示第365号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年7月27日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年7月12日

長野県知事 村 井 仁

1(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 153号

(3) 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 m | 延長 km |
|---|-----|------------|----------|
| 上伊那郡南箕輪村字丘下377番の1地先から 上伊那郡箕輪町大字中箕輪字北原1849番の1地先まで | 旧 | 6.6~72.5 | 6.0725 |
| 上伊那郡南箕輪村字中川原4336番の1地先から 上伊那郡箕輪町大字中箕輪字北原1849番の1地先まで | | 16.0~72.5 | 7.3603 |
| 上伊那郡南箕輪村字丘下377番の1地先から 上伊那郡南箕輪村字西川原4129番の1地先まで | 新 | 7.0~14.0 | 0.4153 |
| 上伊那郡南箕輪村字丘下377番の1地先から 上伊那郡箕輪町大字中箕輪字北原1849番の1地先まで | | 6.6~72.5 | 6.0725 |
| 伊那市福島449番地先から 上伊那郡箕輪町大字中箕輪字北原1849番の1地先まで | | 16.0~72.5 | 8.6883 |

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 沢渡高速線

(3) 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 m | 延長 km |
|--|-----|------------|----------|
| 伊那市西春近5085番の1地先から 伊那市西春近3012番の2地先まで | 旧 | 8.0~15.0 | 0.2105 |
| 同 上 | 新 | 8.0~15.0 | 0.2105 |
| | | 2.0~15.0 | 0.2750 |

道路管理課

長野県告示第366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年7月27日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年7月12日

長野県知事 村 井 仁

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 406号
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|-----|------------|-----------|
| 長野市大字小鍋字地藏平11番の2地先から 長野市大字小鍋字地藏平8番のイー3地先まで | 旧 | 6.5~10.4 m | 0.0924 km |
| 同 上 | 新 | 6.5~10.4 | 0.0924 |
| | | 8.2~11.0 | 0.0796 |

道路管理課

長野県告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年7月27日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年7月12日

長野県知事 村井 仁

- 1 路線名 諏訪茅野線
- 2 供用を開始する区間
茅野市米沢字東田4921番の1地先から
茅野市米沢字6643番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成19年7月13日

道路管理課

長野県告示第368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年7月27日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年7月12日

長野県知事 村井 仁

- 1 路線名 沢渡高遠線
- 2 供用を開始する区間
伊那市西春近5085番の1地先から
伊那市西春近3012番の2地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成19年7月12日

道路管理課

長野県告示第369号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年7月27日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年7月12日

長野県知事 村井 仁

- 1 路線名 406号
- 2 供用を開始する区間
長野市大字小鍋字地藏平11番の2地先から
長野市大字小鍋字地藏平8番のイー3地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成19年7月12日

道路管理課

長野県告示第370号

水防法（昭和24年法律第193号）第11条第1項の規定により、洪水予報を行う河川を次のとおり指定します。

平成18年7月12日

長野県知事 村井 仁

| 水系名 | 河川名 | 区 間 |
|-------|-----|---|
| 信濃川水系 | 千曲川 | 佐久市下越（臼田橋）から 左岸 上田市丸子大字依田（大屋橋）まで 右岸 上田市大字大屋 |

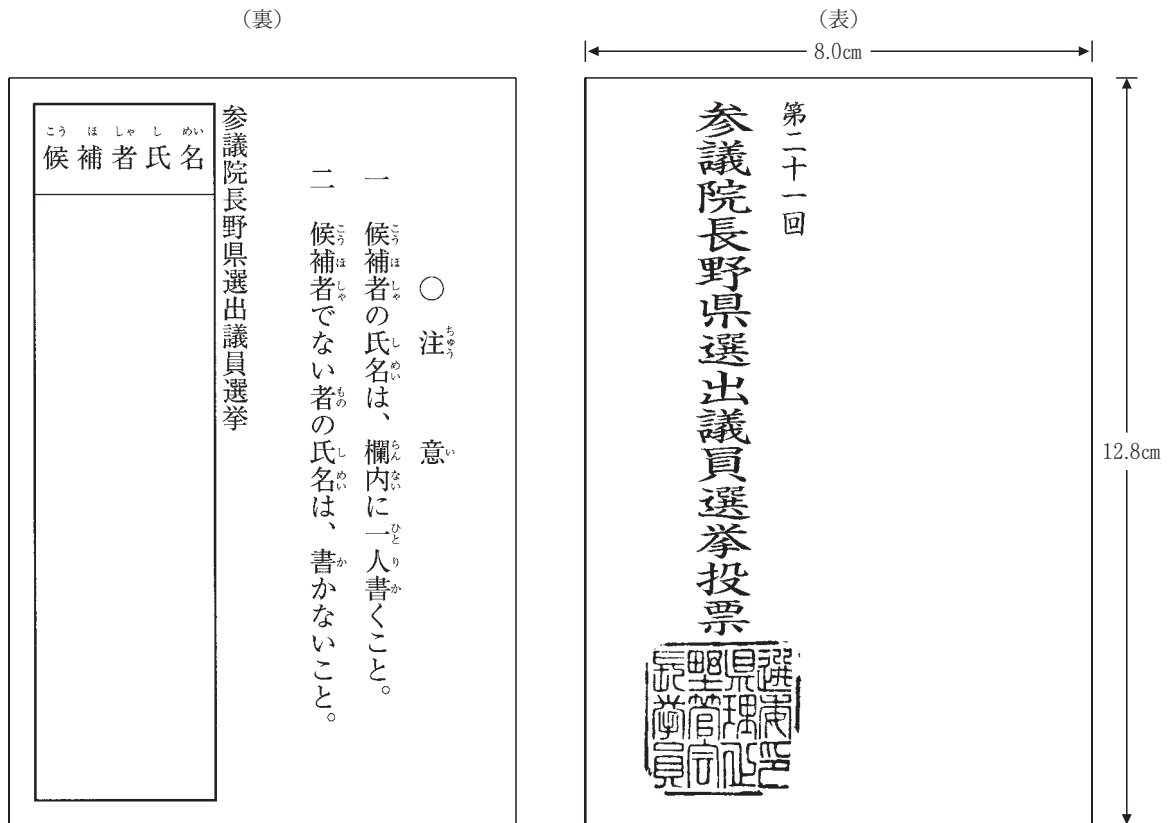
河川課

選告示第52号

平成19年7月29日執行の参議院長野県選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のように定めました。

平成19年7月12日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男



- (備考)
- 1 用紙はクリーム色に黒刷りとする。
 - 2 印は刷り込みによるものとする。
 - 3 点字投票用紙には、選挙種別の点字表記を行う。

選挙管理委員会

選告示第53号

平成19年7月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のように定めました。

平成19年7月12日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

(裏)

(表)

○ 注 意


一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。

二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。

参議院比例代表選出議員選挙

候補者氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称

第二十一回
参議院比例代表選出議員選挙投票



8.0cm

12.8cm

- (備考) 1 用紙は白色に赤刷りとする。
2 印は刷り込みによるものとする。
3 点字投票用紙には、選挙種別の点字表記を行う。

選挙管理委員会

選告示第54号

平成19年7月29日執行の参議院長野県選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任しました。

平成19年7月12日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

| 職名 | 住所 | 氏名 |
|---------------|---------------------|------|
| 選挙長 | 北佐久郡軽井沢町大字軽井沢469番地4 | 松葉邦男 |
| 選挙長の職務を代理すべき者 | 長野市大字若槻団地1-409 | 山本浩司 |

選挙管理委員会

選告示第55号

平成19年7月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任しました。

平成19年7月12日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

| 職名 | 住所 | 氏名 |
|-----------------|---------------|------|
| 選挙分会長 | 千曲市大字屋代2165番地 | 矢島久和 |
| 選挙分会長の職務を代理すべき者 | 長野市大字吉480 | 田中功 |

選挙管理委員会

選告示第56号

平成19年7月29日執行の参議院長野県選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりです。

平成19年7月12日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

選挙長の氏名 松葉邦男

事務を行う場所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県選挙管理委員会室。ただし、7月12日の立候補受付事務は、長野市大字南長野字幅下692の2 長野県庁講堂

選挙管理委員会

選告示第57号

平成19年7月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所は、次のとおりです。

平成19年7月12日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

選挙分会長の氏名 矢島久和

事務を行う場所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県選挙管理委員会室

選挙管理委員会

選告示第58号

平成19年7月29日執行の参議院長野県選出議員選挙における候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することのできる期日は、次のとおりです。

平成19年7月12日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

平成19年7月12日

選挙管理委員会

選告示第59号

平成19年7月29日執行の参議院長野県選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成19年7月12日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

1 場所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県選挙管理委員会室

2 日時 平成19年7月13日 午後5時30分

選挙管理委員会

選告示第60号

平成19年7月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成19年7月12日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

1 場所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県選挙管理委員会室

2 日時 平成19年7月14日 午前9時

選挙管理委員会

選告示第61号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定により、平成19年7月29日執行の参議院長野県選出議員選挙における各候補者の政見放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

1 場所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県選挙管理委員会室

2 日時 平成19年7月12日 午後5時30分

選挙管理委員会

選告示第62号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第4条第1項の規定により、平成19年7月29日執行の参議院長野県選出議員選挙において、経歴放送のみを行う候補者の放送は、政見放送の申込みをした候補者の放送終了後に行います。この場合において、経歴放送のみを行う候補者が2人以上のときは、その放送の順序は、くじにより定めるものとします。

平成19年7月12日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

選挙管理委員会

選告示第63号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により、平成19年7月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙の掲示の掲載の順序のくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成19年7月12日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

1 場所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県選挙管理委員会室

2 日時 平成19年7月12日 午後6時30分

選挙管理委員会

選告示第64号

平成19年7月29日執行の参議院長野県選出議員選挙の選挙会の場所及び日時は、次のとおりです。

平成19年7月12日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

1 場所 長野市大字南長野字幅下692の2

長野県庁西庁舎401号会議室

2 日時 平成19年8月1日 午後2時

選挙管理委員会

選告示第65号

平成19年7月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙の選挙分会の場所及び日時は、次のとおりです。

平成19年7月12日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

- 1 場所 長野市大字南長野字幅下692の2
長野県庁西庁舎401号会議室
- 2 日時 平成19年8月1日 午後3時30分

選挙管理委員会

参議院長野県選出議員選挙選挙長告示第1号

平成19年7月29日執行の参議院長野県選出議員選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

平成19年7月12日

参議院長野県選出議員選挙選挙長 松葉邦男

- 1 場所 長野市大字南長野字幅下692の2
長野県選挙管理委員会室
- 2 日時 平成19年7月26日 午後5時30分

選挙管理委員会

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第1号

平成19年7月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時は、次のとおりです。

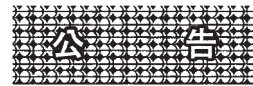
平成19年7月12日

参議院比例代表選出議員選挙

選挙分会長 矢島久和

- 1 場所 長野市大字南長野字幅下692の2
長野県選挙管理委員会室
- 2 日時 平成19年7月26日 午後6時

選挙管理委員会

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年7月12日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年6月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人結い蛸
- 3 代表者の氏名
福澤 幹彦
- 4 主たる事務所の所在地
東御市御牧原4700番地17
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地球環境と長野県に住む老人及び子供達に対して、森林、里山等の整備関連事業、老人世帯の農作業の補助及び野菜作り事業、老人相互生活協力事業、災害救援事業等を行う。それら事業により、地球にやさしい森や里山の自然環境の構築を図り、老人や子供達が住みやすく安心できる生活環境作りに寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年7月12日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年6月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あんずの木
- 3 代表者の氏名
古畑 重夫
- 4 主たる事務所の所在地
安曇野市三郷温299番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、幼児、児童、障害者、高齢者が、住みなれた環境の中で健やかに暮らせるよう介護と生活援助を行い、又その家族に対して介護相談を受け地域の人々が健康を維持し、心豊かに住み続けられる社会と仕組みの構築に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課